

令和4年(2022年)9月7日  
午後1時～午後1時30分  
於：高層棟4階 特別会議室 及び オンライン  
行政経営部企画財政室  
都市計画部都市計画室

## 令和4年度 第2回政策会議

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)実施計画策定及び令和5年度予算編成の方針を定めるものです。



### 令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)実施計画策定及び 令和5年度予算編成の方針について

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、当面は新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)やウクライナ情勢に伴う輸入資源価格高騰等に対応するための機動的なマクロ経済運営を行うとともに、中長期的には持続的な経済成長と財政健全化に向けて取り組む旨の方向性が示された。

本市では、令和3年度(2021年度)一般会計決算において、令和2年度(2020年度)と比較して市税や地方交付税等の歳入が増加したこと、財政調整基金からの繰入れや臨時財政対策債の発行により財源不足を補うことなく、実質収支が黒字となる見込みである。その一方で、依然予断を許さない感染症や不安定な世界情勢に起因する物価高騰等の影響が懸念されており、今年度も引き続き不透明な状況が想定されている。

今後については、持続可能な自治体経営に向けた健全な財政運営に十分留意して、事業の選択と集中を図りながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大、公共施設の老朽化、自治体DXをはじめとした更なるデジタル化への対応に加え、感染症や物価高騰等への対策を含め、第4次総合計画の実現に向けた取組を推進し、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めていく必要がある。

以上のことを踏まえ、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まれない。

#### 記

#### 令和5年度～令和9年度実施計画策定及び令和5年度予算編成の方針

##### 1 重要事項

- (1) 新規・拡充事業は、緊急性、重要性、費用対効果等を十分精査し、既存事業とのスクラップアンドビルド、再構築、再編成等も併せて検討すること。
- (2) 継続事業についても、優先順位の精査や無駄の排除を徹底すること。また、普通建設事業については、公共施設最適化の方針に沿って、実施内容、手法、特定財源、年度等のあらゆる角度から精査を行うこと。
- (3) 環境配慮を含めたペーパーレス化やキャッシュレス化対応等、自治体DXをはじめとしたデジタル化に遺漏なく取り組み、併せて業務プロセスの改善を図ること。
- (4) 感染症や物価高騰等の動向を踏まえ、必要に応じて適切な対応に努めること。

## 2 財源確保の努力

- (1) 国・府などの補助制度については、情報収集に努め、将来的な負担についても十分に検討の上で、積極的に活用すること。なお、補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。
- (2) 地方債については、対象事業や充当率、元利償還金に対する交付税措置の有無などの情報把握に努めるとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分に留意の上で、活用を検討すること。
- (3) 各種積立基金については、設置目的に応じて積極的に活用すること。
- (4) 企業版ふるさと納税制度等の寄附金の活用も積極的に検討すること。
- (5) 市税、使用料等については、徴収対象等の把握や収入率の向上、利用者の増加を図るなど増収に努めること。

## 3 視点及び手法

- (1) 部長マネジメントによる事業の最適化  
部長のリーダーシップのもと、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。
- (2) 行政経営の視点の共有  
職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来的な負担についても慎重に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用することにより課題解決に取り組むこと。また、事業経費のみならず、関連する人件費の増減（職員体制）についても十分に考慮すること。
- (3) PDCAマネジメントサイクルの強化  
行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

## 4 留意点

- (1) 配分予算の範囲内で予算要求を行うことを前提として、持続可能かつ効果的・効率的な事業内容とするとともに、合理的かつ客観的な算定に基づく予算積算とすること。
- (2) 令和5年度当初予算は骨格予算であることから、政策経費を含む新規・拡充事業等は原則として当初予算ではなく、その後の補正予算で計上することとなるが、継続事業及び新規・拡充事業を含め、令和5年度に実施すべき事業については一旦全て事業計画表及び予算要求書の提出を行うこと。
- (3) 年度途中での補正予算は、上記(2)に係る政策経費のほか、感染症対策、法改正及び災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れがないよう十分に精査すること。